

表4 1990年以降に出現したおもな新興（人獣共通）感染症

出現年	病原体	由来動物	感染症
1991	グアナリトウイルス	野生げっ歯類	ベネズエラ出血熱
1992	ビブリオコレラO139型		コレラ
1993	シンノンブレエウイルス	野生げっ歯類	ハンタウイルス肺症候群
	クリプトスポリジウム	ウシ	クリプトスポリジウム症
1994	サビアウイルス	野生げっ歯類	ブラジル出血熱
	ヘンドラウイルス	コウモリ, ウマ	ヘンドラウイルス髄膜炎, 脳炎
	ヘルペス8型ウイルス		カボジ肉腫
1996	BSEプリオン	ウシ	新型クロイツフェルト・ヤコブ病
1997	高病原性鳥インフルエンザ (H5N1型)	ニワトリ, ブタ	インフルエンザ
1998	ニパウイルス	コウモリ, ブタ	ニパウイルス髄膜炎, 脳炎
1999	ウエストナイルウイルス (米国)	鳥類	ウエストナイル熱
2003	SARSコロナウイルス	ハクビシン (?)	重症急性呼吸器症候群
2004	高病原性鳥インフルエンザ (H5N1型)	カモなど	インフルエンザ

ため、監視・警戒体制がとられている。

野生動物と新興人獣共通感染症

それまで人間の世界では知られていなかったか発生頻度がごくまれであった感染症が突然発生して新たな脅威となる時、あるいはそれまでに発生しなかった地域に新しく大きな発生がみられたとき、これは新興感染症と呼ばれる。エボラ出血熱、鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染、サル痘、ウエストナイル熱などをはじめとして、表4に示した新興感染症の多くは、森林型または都市型野生動物に病原体の起源を求めることができる新興人獣共通感染症である。

2003年に中国で発生し、世界中に人獣共通感染症の脅威を知らしめた重症急性呼吸器症候群（SARS）も、原因ウイルスの起源は解明されていないものの、野生動物に由来することが示唆されている。

*

野生動物と接触する機会は、われわれが思

っている以上に多い。健康な人間が健康な野生動物と接触する場合には、感染が成立する可能性は高くはないであろう。しかし、これまでの新興人獣共通感染症の多くは、易感染性宿主や野生病獣がかかわることによって、突然われわれの目の前に現われてきた。このような未知との遭遇がどの程度の健康被害をもたらすことになるのかを、われわれは前もって知ることはできない。

人獣共通感染症の研究と対策にかかわる者は、野生動物が新興感染症のプールともいえることを忘れてはならない。

〈引用文献〉

- 1) Cleaveland S, Laurenson MK, and Taylor LH: Diseases of humans and their domestic mammals: Pathogen characteristics, host range and the risk of emergence. Phil. Trans R Soc London, B 256: 991-999, 2001
- 2) 神山恒夫: これだけは知っておきたい人獣共通感染症。地人書館, 2004
- 3) 今岡浩一: 都市型野生動物。子どもにうつる動物の病気 (神山恒夫・高山直秀編), 真興交易 (株) 医書出版部, 2005

[かみやま・つねお/人獣共通感染症]

輸入動物と感染症

神山 恒夫¹⁾

1) かみやま つねお／国立感染症研究所獣医科学部 室長

- ◇ 世界各地から、主にペット目的で輸入される野生動物が増加している。これによって、国内に存在しない感染症が持ち込まれる危険性も高まっている。
- ◇ 国内でほとんど経験のない、国外から持ち込まれるまれな感染症に対しては、診断、治療やその後の伝播を防ぐための対策に遅れが生ずることが危惧される。
- ◇ これに対して、現在日本では感染症法の規定などによって、数種類の動物種を輸入禁止にするなどの措置が取られている。
- ◇ 今後、内外の情報を科学的に判断して迅速な対応をしてゆくことが求められる。

KeyWords

人獣共通感染症
輸入動物
エキゾチックペット
検疫
げっ歯類

はじめに

エボラ出血熱をはじめ、鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染、サル痘、ウエストナイル熱など、最近、国外で大きな健康被害の原因となっている新興感染症の多くは動物由来感染症であった。中国で発生した重症急性呼吸器症候群(SARS)も、原因ウイルスの起源は解明されていないものの、野生動物に由来することが示唆されている。

幸いこれまで、これらの新しい動物由来感染症はわが国に対して大きな健康被害をもたらすことはなかった。では、今後ともこうしたまれな感染症がわが国に侵入する可能性はないのだろうか。

輸入動物が持ち込む人獣共通感染症とその予防、診断、治療

表1に、世界各国で報告されている野生由来ペットが原因となった感染症を挙げた。このいずれもがわが国では極めて珍しい感染症であり、診察経験を持っている医師や医療機関はほとんど存在しないことに気付く。このことは、万一、国内にこれらの病原体の保有動物が輸入され、ヒトに伝播した場合には、診断・治療やその後の伝播を防ぐための対策に遅れが生ずる可能性があることを意味している。

輸入動物による感染症の持ち込みの危機と対策(日本の例)

ここで、最近わが国が経験した、プレーリードッグ(北米原産のげっ歯類)によるペストおよび野兔病持ち込みの危機について紹介する。

【連絡先】

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1
国立感染症研究所獣医科学部

表1 エキゾチックペットからヒトへの感染が知られている代表的な病原体

病原体	病名	主なエキゾチックペット				
		げっ歯類	サル類	小鳥	淡水魚類	両生類・は虫類
ウイルス	ボックスウイルス感染症	○	○			
	フィロウイルス感染症		○			
	ニューカッスル病			○		
	狂犬病	○				
	腎臓急性出血熱	○				
	ハンタウイルス肺症候群	○				
	リンパ球脈絡髄膜炎	○				
	コロラドダニ熱	○				
	ダニ媒介性脳炎	○		○		
	シンドビス脳炎			○		
	西部ウマ脳炎	○		○		
カリフォルニア脳炎	○					
細菌	Q熱	○	○	○	○	○
	オウム病			○		
	発疹熱	○				
	リケッチア痘	○				
	ロッキー山紅斑熱	○				
	ブドウ球菌症	○	○			
	レンサ球菌症	○	○			
	野兔病	○				
	ボルデテラ感染症	○				
	そ咬症	○				
	バスト	○				
	エルシニア症	○	○	○	○	○
	サルモネラ症	○	○	○	○	○
	細菌性赤痢		○			
	リステリア症	○	○	○	○	○
	結核		○			
	非定型好酸菌症			○	○	
	回帰熱	○				
ライム病	○					
レプトスピラ症	○					
真菌	クリプトコックス症		○	○		
	ヒストプラズマ症			○		
	皮膚真菌症	○				
原虫	ジアルジア症	○				
	シャーガス病	○				
	赤痢アメーバ症	○	○			
	バランチジウム症		○			
寄生虫	住血線虫症	○				
	マレー糸状虫		○			
	毛細虫症			○	○	
	肝吸虫症	○				
	エキノコックス症	○				
	小型(縮小)糸虫症	○				

1. プレーリードッグによるペストおよび野兎病持ち込みの危機

(1) ペスト

1999年春、米国テキサス州の空港近辺に集荷され、日本へ向けて出荷の準備にあった三百数十頭のプレーリードッグの集団にペストが発生した。このうち二百数十頭が死亡し、残りは殺処分された。衛生当局の調査では、捕獲業者は捕獲時や捕獲後にノミ駆除対策を行い、ペストの潜伏期間以上と思われた最低10日間の隔離処置を取っていたとされる。

当時日本では、プレーリードッグをペットとして年間1万頭以上も輸入していたが、この事件の情報を入手したのは2000年9月になってからであった。その後調査・研究班が立ち上げられ、延べ5か所にわたる米国現地調査などを行い、プレーリードッグ輸入の危険性が報告された。もしあのとき、動物が死に始める前に日本へ向けて輸出されていたなら、米国と日本の空港、輸送にかかわった飛行機、輸出入業者、ペットショップ、そして購入した客を巻き込んだ未曾有(みぞう)のペスト感染事故となったことは明らかである。

(2) 野兎病

ペストにかかわる調査が終了した2002年8月、米国CDCより筆者宛に突然の情報提供があった。輸出用プレーリードッグの集荷施設内で野兎病が発生し、一部はすでに日本をはじめチェコやオランダなどへも輸出されているとの内容であった。動物の捕獲業者名、輸業者名、輸出頭数と日時、輸入業者名などの詳細な情報も提供された。

これを受けてわが国でも緊急に追跡調査を行ったが、幸いにも国内に感染動物が侵入した形跡は認められなかった。なお、このとき同一ロットの動物を輸入したチェコでは後に発症動物が確認され、処分が行われている。

(3) プレーリードッグ対策

プレーリードッグによるペストと野兎病の持ち込みは、幸いにも回避することができた。しかし、短期間に二度の感染症侵入の危機に直面したことから、国内でもプレーリードッグの危険性に対する認識が深まり、2003年3月より全面的な輸入禁止措置が導入された。

輸入動物による感染症の持ち込み(米国とフランスの例)

輸入されたエキゾチックペットによって、実際にまれな感染症が侵入した例も多い。米国とフランスで経験された、アフリカ産げっ歯類によるサル痘持ち込みとオオコウモリによる狂犬病関連ウイルス持ち込み事件を紹介する。

1. アフリカ産げっ歯類によるサル痘持ち込み(米国)

2003年、米国で80名近くのサル痘患者が発生した。サル痘は、中部アフリカのげっ歯類を本来の宿主動物とする風土病であるため、当初、米国での発生の原因は明らかではなかった。しかし、エキゾチックペットとして輸入されたアフリカ原産のサバンナオニズミが、国内流通の過程で米国産のプレーリードッグなどと混載・同居飼育されていたこと、および患者はこれらのプレーリードッグを購入し、飼育していた市民であったことなどが明らかとなった。

これにより、サル痘ウイルスを持ち込んだのはペット用のアフリカ産げっ歯類であることが示唆され、米国政府はアフリカ産げっ歯類の輸入禁止およびプレーリードッグの流通禁止措置などを講じた。

2. エジプトオオコウモリによるラゴスウイルス持ち込み(フランス)

1999年、ベルギー経由でフランスに輸入されたエジプトオオコウモリが狂犬病類似の脳炎症状で死亡し、パスツール研究所で行った検査の結果、ラゴスコウモリウイルスを保有していたことが判明した。ラゴスコウモリウイルスは、狂犬病ウイルスと同じクリッサウイルスに属し、家畜に対して狂犬病類似症状を起こすことが知られている。このため、追跡調査によってこのコウモリに接触した120名が割り出され、直ちに狂犬病ワクチンの曝露後接種が行われた。

フランスでは、野生動物を産地から直接輸入することは禁止されていたが、本事件のように他のEU加盟国を経由して持ち込まれる場合には、事実上フリーパスで輸入が可能であった。

表2 動物種別輸入状況(2002年)

ほ乳類	854,202
霊長類	5,171
食肉目	33,091
犬	4,948
フェレット	27,418
その他	725
ウサギ目	2,516
翼手目	153
オオコウモリ科のもの	0
その他	153
げっ歯目	752,185
ハムスター	678,793
モルモット	1,263
プレーリードッグ	11,473
チンチラ	3,116
リス	57,540
その他	51,373
その他のほ乳類	9,713
鳥類	168,313
猛きん類	3,873
オウム目	27,169
ハト目	3,638
その他の鳥類	133,633
は虫類	879,157
カメ目	740,831
その他のは虫類	138,326
両生類	11,587
その他の生きている動物	487,723,860

わが国の輸入動物対策

1. 輸入の実態

表2にわが国の輸入動物数を挙げる。このように、世界の多くの地域から毎年百数十万頭以上のほ乳類、鳥類、は虫類、両生類などが輸入されているが、多くは捕獲した野生動物であり、輸入の目的はペットとしての販売や個人飼育と考えられている。

このことは、公衆衛生上大いに心配される事態である。世界中の野生動物の病気に関して病気の種類や分布、流行状況、ヒトへの感染力、予防・治療方法などの知見は限られており、調査や研究もほとんど行われていないためである。わが国が輸入している野生由来エキゾチックペットに関しても、ヒトへの健康上の被害の原因となる恐れがあるにもかかわらず、保有している可能性のある感

表3 感染症法などに基づく輸入規制・検疫動物

対象動物	主な対象感染症
各種家畜	家畜感染症
サル	エボラ出血熱 マールブルグ病
イヌ ネコ キツネ アライグマ スカンク	狂犬病
プレーリードッグ	ペスト
ハクビシンなど	SARS
コウモリ	ニパウイルス感染症 リッサウイルス感染症 狂犬病
マストミス(ヤワゲネズミ)	ラッサ熱
アフリカ熱帯雨林産げっ歯類	サル痘

染症に関する情報は極めて乏しい。

2. 強化された動物の輸入規制 (2004年10月現在)

2003年10月、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)が改正され、人獣共通感染症に対する監視体制も格段に強化された。この改正では、国外での動物由来感染症の多発に対応して新たに動物の輸入制限を設けるなど、輸入動物による感染症の持ち込みを防ぐための対策が取られている。

感染症法の規定などによって、輸入に対する規制が設けられている動物種を表3に示した(2004年10月現在)。このうち、各種家畜とイヌに関しては、従前より検疫などの輸入規制が取られていた。目的は、各種家畜感染症から国内の畜産業を保護するため、および狂犬病の侵入を防止するためである。2000年の感染症法制定に伴って、ネコ、キツネ、アライグマ、スカンクが狂犬病検疫対象動物に、サル類がエボラウイルス、マールブルグウイルスの持ち込みを阻止するため、それぞれ追加指定された。

この1~2年の間に、感染症法またはその他の法律によって新しく輸入禁止動物に指定、または輸入条件などが付された動物種としては、ネコ、キツネ、アライグマ、スカンク、プレーリードッグ、ハクビシンなど、コウモリ、マストミス、アフリカ熱帯雨林産げっ歯類がある。

このうちハクビシンなどは、SARSの病原巣動物

としての可能性が指定されているための措置であり、コウモリは狂犬病ウイルス、ニパウイルス、オーストラリアコウモリリッサウイルスなど、わが国には存在しない重要な疾患の病原巣となることが知られているためである。

またアフリカ産げっ歯類は、2003年以降、サル痘の感染がないことが証明されない限り輸入が許可されることはない。

3. 動物輸入の問題点と今後の方向

ペットブームに刺激されてか、最近は熱帯・亜熱帯地域を中心として世界各地から珍しい動物が輸入され、ペットとして一般家庭で飼育される傾向が強くなっている。しかし、ペットショップで販売されてはいても、それらの動物は野生動物であり、野生動物の持っている感染症に関する情報は皆無に近いということを思い返す必要がある。それらエキゾチックペットに対しては、輸入目的のいかんを問わず、係留や健康診断などの検疫も必要とされていない。

わが国にかつて存在した狂犬病やペストといった脅威的な人獣共通感染症は、大きな努力を払って撲滅することに成功した。この成功は、国外からの再侵入に対しては四方を取り囲む海という自然のバリアーが極めて有効に働くことを前提として、国内の衛生対策に力を注ぐことで達成されたものである。しかし、説明してきたように、現在ではその自然のバリアーを人為的に飛び越えるようにして、各種のエキゾチックペット(野生動物)

が輸入されている状況にある。

このような状況が続くなら、病原体を保有している可能性のあるすべてのエキゾチックペットを原則輸入禁止にするなどの、強力な対策が必要になるとも考えられる。その場合、学術研究の目的、または動物園などにおける展示の目的などに限っては、証明書の提出や審査などにより輸入が許可される道も確保しておかなければならない。

おわりに

ペットなどの目的で輸入される野生動物に対する規制は、輸入動物によって国内には存在しない感染症が持ち込まれる危険性を回避するために必要である。しかし、その対策は過剰防衛に陥ることのないよう、内外の情報の科学的な判断に基づいて迅速に対応してゆくことが求められる。

参考文献

- 1) 野生げっ歯類等に関連する動物由来感染症に関する疫学的研究. 厚生労働科学研究班報告書(主任研究者: 神山恒夫), 厚生労働省, 2000.
- 2) 輸入および在来コウモリ由来感染症に関する総合的有害評価に関する研究. 厚生労働科学研究班報告書(主任研究者: 神山恒夫), 厚生労働省, 2002.
- 3) 輸入動物に由来する新興感染症侵入防止対策に関する研究. 厚生労働科学研究班報告書(主任研究者: 吉川泰弘), 厚生労働省, 2004.
- 4) 神山恒夫: これだけは知っておきたい人獣共通感染症, 地人書館, 東京, 2004.

200500661 (ガイドライン)

厚生労働科学研究費補助金
新興・再興感染症研究事業

愛玩動物の衛生管理の徹底に関する研究

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

- 愛玩動物由来感染症の予防のために -

主任研究者 神山 恒夫

2006年3月

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

目次

第一部

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

はじめに	3
I 愛玩動物飼育による動物由来感染症の対策の概要	4
II 愛玩動物飼育による動物由来感染症の対策の各論	5
1 愛玩動物飼育の効用	5
2 愛玩動物を感染源とする動物由来感染症	5
3 動物由来感染症の対策	6
3.1 動物対策	7
3.1.1 病原体の保有動物、または感染源動物としての愛玩動物	7
3.1.2 具体的な動物対策	8
3.2 感染経路対策	9
3.2.1 愛玩動物から人への感染経路	9
3.2.2 感染経路対策	10
3.3 愛玩動物の衛生的な飼育習慣と飼育環境の衛生管理	12
3.4 学校飼育動物対策	13
3.5 エキゾチックペットの飼育管理	15
4 愛玩動物由来感染症の知識の普及と啓発	16
4.1 行政機関の役割	16
4.2 獣医師の役割	17
4.3 医師の役割	17
4.4 動物取り扱い業者の役割	17
おわりに	18
チェックシート1 (愛玩動物入手時に注意したいこと)	19
チェックシート2 (愛玩動物入手後1～2週間の注意点)	20
チェックシート3 (日常の飼育での注意点)	21

第二部

参考資料と解説

1	愛玩動物飼育状況	22
2	愛玩動物およびその他の宿主動物	25
3	愛玩動物から人への感染	26
4	愛玩動物由来感染症の病原体	28
5	おもな愛玩動物由来感染症	29
5.1	パステレラ症その他の咬傷感染	30
5.2	イヌブルセラ症	31
5.3	オウム病	32
5.4	皮膚糸状菌症	33
5.5	猫ひっかき病	34
5.6	エキゾチックペットからの感染	35
6	愛玩動物の衛生的な飼育 (1)	41
7	愛玩動物の衛生的な飼育 (2)	46
8	行政関連文書・法令等	50
9	参考図書・ホームページ	51
10	感染症法	52
11	ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病予防方策について （昭和63年、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）	55
12	ペット動物（犬及び猫）の引き取り、譲渡等における人畜共通伝染病の 動物から人への感染予防対策について （平成5年、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）	60

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

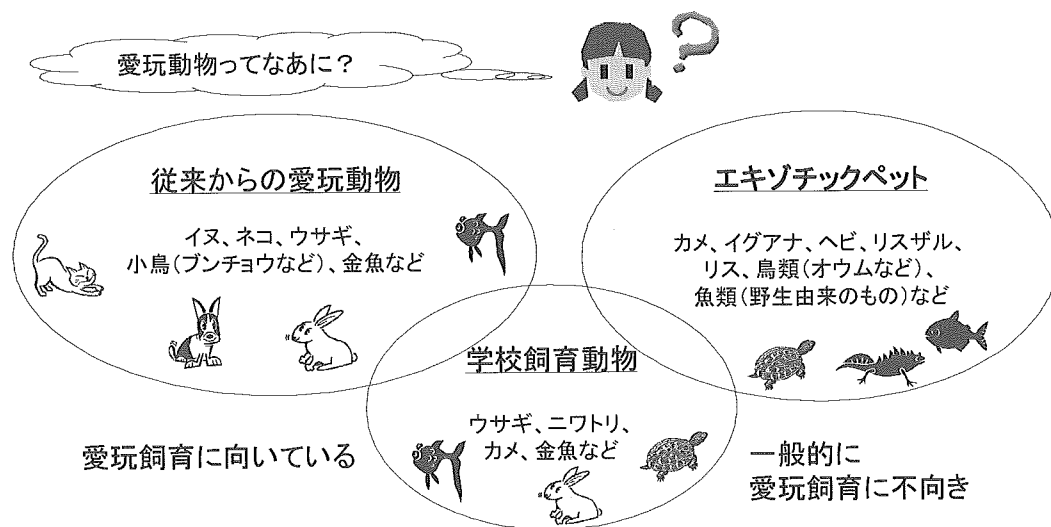
はじめに

一般に愛玩動物とは、愛玩用に家庭などで飼育されている動物のうち、特に愛玩飼育を目的として改良・繁殖が行われてきた動物種を指してきた。

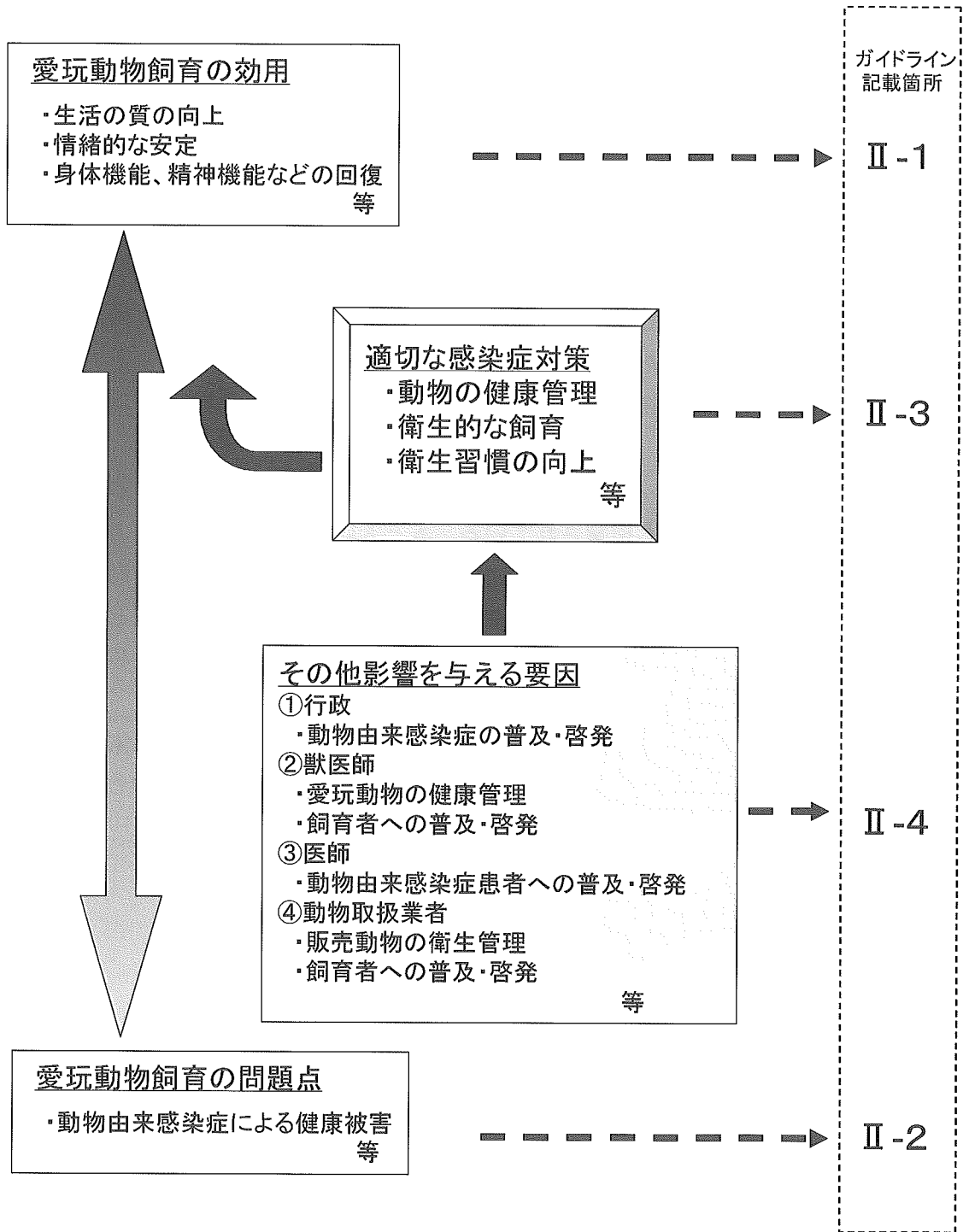
現在わが国では多くの家庭で種々の動物が愛玩目的で飼育され、ヒトと愛玩動物との距離が短縮し、濃密な関係が作られている。ペットフード工業会の調査（2005年）によると愛玩動物のうち、わが国で最も多く飼育されているイヌは全国で約1300万頭、またネコは1200万頭が飼育されていると推定され、その数は年々増加傾向にある。飼い主に対して安らぎを与えるなどのほか、飼い主との心理的な交流や相互依存関係も生ずるなど、人間の生活に対して有形・無形の貢献をしてきた。さらに最近では、これら従来からの飼育されているイヌやネコに加えて、野生のげっ歯目動物や爬虫類のような、いわゆるエキゾチックペットの愛好者も増加している。

一方、このようないわゆるペットブームが愛玩動物由来感染症の増加などの新たな公衆衛生上の問題を引き起こす可能性も指摘されている。人と人以外の脊椎動物の両方が同じ病原体に感染するとき、これは動物由来感染症または人獣共通感染症と呼ばれる。動物由来感染症の原因となる病原体のほとんどは各種の動物が保有していることから、人間と動物の距離が近くなるほど感染の危険性は高くなる。このため、動物由来感染症の予防の観点から愛玩動物はその感染源として最も注意しなければならない動物の一つである。

本ガイドラインは、愛玩動物が飼い主等に及ぼす効用を保ちながら、動物由来感染症による健康被害の発生を最小限のものとするため、愛玩動物の衛生管理の徹底を図ることを目的としてまとめられた。



I 愛玩動物飼育による動物由来感染症の対策の概要



II 愛玩動物飼育による動物由来感染症の対策の各論

1 愛玩動物飼育の効用

代表的な愛玩動物であるイヌとネコは愛玩動物/使役動物として家畜化されてから数千年から一万年以上の時間が経過し、飼い主ときわめて密接な関係を築き、信頼感や心理的な交流も生じている。

これら従来からの愛玩動物の一部には、盲導犬や聴導犬などの補助動物としての役割を果たすものもある。また最近では愛玩動物を飼育することによって、心臓の冠状動脈疾患後の生存率の向上、健康人における血圧の低下とストレスの解消、独居の高齢者や夫婦二人世帯における癒し効果など、飼い主の健康に利点がもたらされることも報告されている。さらに、動物介在療法の開発などにも積極的に利用されるようになり、人間にとって伴侶動物として重要な役割をはたしている。

一方、多くの小学校や幼稚園では、動物の飼育が命の尊さを教え、子どもに社会的な経験を与え、責任感をはぐくむなどの教育的、社会心理的効果を有することが認識され、さまざまな動物が飼育されている。

しかしこのような愛玩動物の持つ効用は、飼育することによって動物から人間への健康被害が発生しないことを前提として得られるものであり、その予防を目的として衛生管理を徹底することが重要となる。

2 愛玩動物を感染源とする動物由来感染症

人と動物が同じ病原体に感染して発症する疾患は動物由来感染症または人獣共通感染症と呼ばれ、そのほとんどは本来動物が保有する病原体が原因となる。

人に感染しうる病原体として、これまで千数百種類の寄生虫、原虫、真菌、細菌、ウイルスなどが報告されている。このうち重要な動物由来感染症の原因となるものは、世界的に200～300種類が知られ、現在わが国には100種類近くが存在するとされている。特に国内では、近年、狂犬病、ペスト、レプトスピラ症、炭疽など、致死率の高い疾患を中心に動物由来感染症は発生が認められなくなったり、発生数が減少してきた。

その要因として考えられることは、

- ・ 予防医学が進歩したこと
- ・ 日常的な公衆衛生対策の効果が現れたこと
- ・ 家畜衛生対策の徹底により、家畜由来感染症が激減したこと
- ・ 海外からの感染症の侵入やベクター媒介性感染症が比較的少ないこと

などがあげられる。

一方で、最近になって動物由来感染症のうち愛玩動物に由来する疾患（愛玩動物由来感染症）が増加する可能性が指摘されており、その原因として次のような社会的背景があげられている。

- ・飼育愛玩動物数が増加していること
- ・屋内での飼育が増加傾向にあること
- ・高齢者等の免疫低下者による愛玩動物飼育数が増加していること
- ・野生動物等のエキゾチックペットの飼育が行われていること

このように、愛玩動物と人との関係は、距離、時間共に緊密なものとなってきており、動物由来感染症予防の観点から愛玩動物は日常生活において最も注意を払うべき動物と理解される。

3 動物由来感染症の対策

感染症法では、国民に対して感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう求めている（感染症法第4条）。特に動物を飼育している人は、動物が感染症の原因となりうることを理解し、その予防に注意する必要がある。

**「感染症の予防及び感染症の患者
に対する医療に関する法律」
（平成10年法律第114号）**

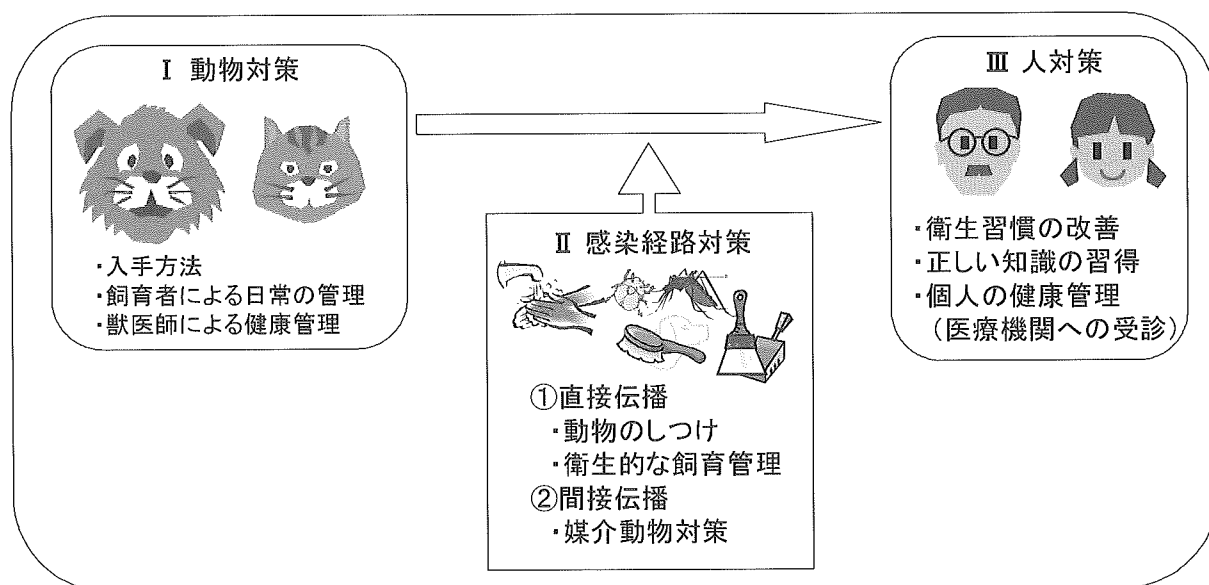
第4条

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

動物由来感染症は、次に掲げる対策をはじめとした多角的な取り組みによって、感染の機会を減らし蔓延を予防することが可能となる。

- 1) 動物対策：動物の健康保持、抵抗性の増進(ワクチン接種など)、動物の適性に適した取り扱い、輸入動物対策、動物感染症の疫学調査・監視活動など。
- 2) 感染経路対策：飼育環境整備、動物との距離の確保、ダニ・ノミ等の害虫対策、動物のしつけなど。
- 3) 人対策：衛生習慣の改善、動物由来感染症に関する知識の習得、人の健康管理、行政による感染症情報の提供や、教育・啓発活動。

愛玩動物由来感染症対策



3.1 動物対策

3.1.1 病原体の保有動物、または感染源動物としての愛玩動物

動物由来感染症の病原体の保有動物、または感染源動物としての愛玩動物には、従来からの愛玩動物、エキゾチックペット、および学校飼育動物などに分類される。

① 従来からの愛玩動物：

イヌやネコに代表される従来からの愛玩動物は数千年～1万年以上もの長い時間を費やして人にとって最も好適な愛玩動物として適応してきた。その間、人への健康被害の原因となる病原体の清浄化も進められてきたものと思われるが、なお多くの感染症の原因動物となりうることが知られている。

② エキゾチックペット：

近年になって愛玩目的で飼育されるようになったげっ歯目動物、鳥類、爬虫類など、おもに海外を原産地とする動物はエキゾチックペットと呼ばれる。これらの動物は愛玩目的で輸入・販売されているが、多くが捕獲/保護された野生動物である可能性がある。

③ 学校飼育動物：

小学校等で、教育・愛玩目的で飼育されている学校飼育動物も動物由来感染症の感染源となる可能性がある。

3.1.2 具体的な動物対策

愛玩動物の選択・入手、日常的な健康管理に関し、具体的な対策を述べる。

① 愛玩動物を選択・入手する際の留意点

愛玩動物は、ブリーダー、ペットショップ、動物保護センター等の収容施設、知人等からの入手や、保護（拾得）等がおもな入手経路となる。

これらの動物の健康状態は、入手元ごとに一般的に以下の傾向がある。

- ・ 衛生管理の徹底したブリーダーで生産され、衛生的な流通経路によって販売された動物の健康状態は良好な場合が多い。
- ・ 動物愛護センター等の収容施設では、希望に応じて健康状態の確認を行ってくれる場合が多い。
- ・ 知人から入手した動物や保護（拾得）により入手した動物には慎重な健康状態の確認を行うべきである。

いずれの場合も選択・入手時にはチェックシート1（19 ページ）を参考にその健康状態を確認するとともに、販売者や譲渡者に動物の特性や飼育管理に関する注意事項を確認し、飼育能力に応じた動物を選択することが望ましい。また、入手後2週間程度は環境の変化により動物の健康状態が不安定になる可能性もあることから、チェックシート2（20 ページ）を参考に特に注意深く健康状態を観察するとともに、獣医師による健康診断を受けることが推奨される。

② 愛玩動物の日常的な健康管理での留意点

愛玩動物の日常の健康状態を良好に保つよう努めることは飼育している動物に対する飼い主の責務であるのみならず、飼い主への感染の危険性を低減させるために重要である。入手時と同様に、チェックシート3（21 ページ）を参考にその健康状態を十分確認する。さらに、感染症の危険要素を的確に判断することのできる専門知識を有している獣医師による定期的

な健康診断や検診を受け、感染等、疾病の早期発見と治療に留意して健康を管理することが望ましい。

特に、ダニなどの外部寄生虫や条虫などの内部寄生虫感染の診断と駆除、予防接種や予防投薬による感染予防等は、動物のみならず、飼い主および周囲の人へ健康被害が拡散する可能性を最小限度のものとするためにも有効である。

動物が感染症に罹患している恐れがある場合は、他の動物に感染を広げる可能性もあるため、ドッグランや各種イベント会場に連れて行くなど、他の動物と接触させることは避けるべきである。

3.2 感染経路対策

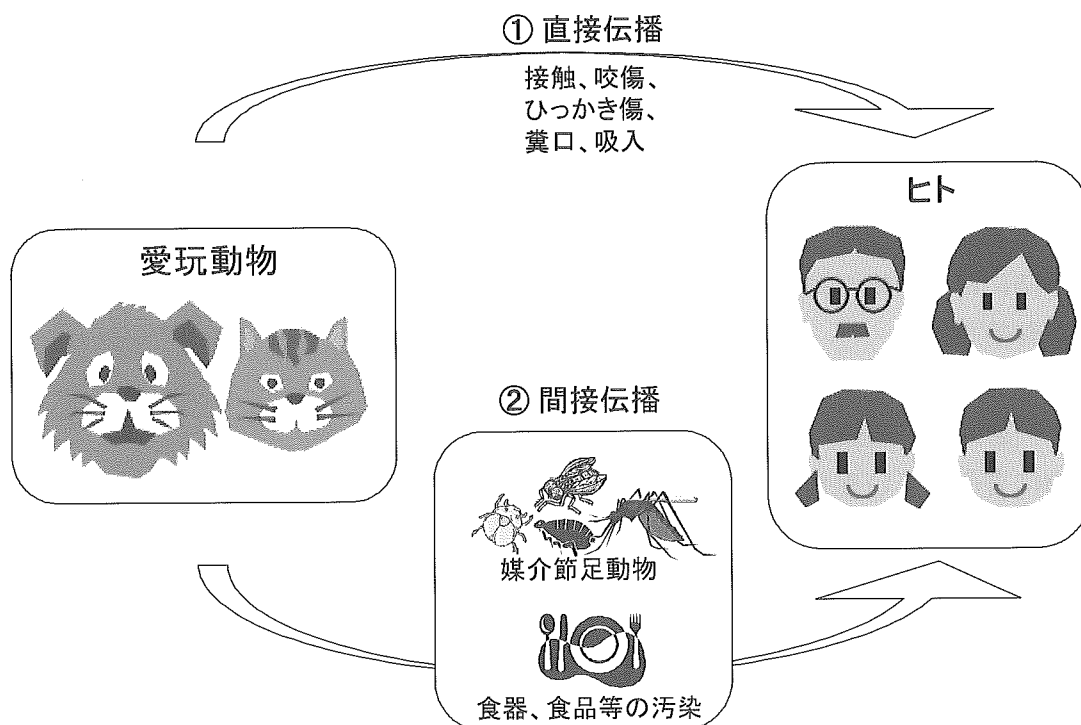
病原体の動物から人への伝播を防ぐ対策について述べる。

3.2.1 愛玩動物から人への感染経路

病原体の伝播経路には病原巣・感染源である動物から直接ヒトにうつる直接伝播と、動物とヒトとの間に何らかの媒介物が存在する間接伝播の二つがある。

このうち愛玩動物からの感染経路の特徴として、人間との密接な距離と長い接触時間から、接触、引っ掻き傷、咬傷、などによる直接伝播が多いことがあげられる。また、糞中の病原体の経口摂取(糞口感染)、粉塵等の吸入感染、および節足動物等のベクター(媒介動物)を介した伝播もある。

愛玩動物由来感染症の感染経路



① 接触による感染

愛玩動物が皮膚病に罹患していたり、唾液、尿、糞などの排泄物が皮膚や毛に付着している場合には動物との接触が感染の原因となる可能性がある。

感染の予防には、動物との接触の後の手洗いを励行することや、飼育動物の健康状態に注意し、体表の清潔を保つことが重要である。

② 引っ掻き傷や咬み傷からの感染

愛玩動物による引っ掻き傷や咬傷自体は感染症ではないが、傷口から侵入した病原体が感染を引き起こす可能性がある。

動物の口腔内や体表に病原体が存在していても、動物には症状が現れない場合が多い。引っ掻き傷や咬傷を受けた場合は、早期に大量の流水を使って石けんでよく洗い、消毒薬を塗布し、傷口の状態により必要に応じて医師の診察を受けるべきである。

現在わが国には狂犬病は存在しないが、狂犬病の発生する地域で咬傷を受けた場合や、狂犬病の予防接種をしていない動物に咬まれた場合には、暴露後治療の必要性について保健所や経験のある医師による診察を受ける必要がある。

③ 糞口感染

愛玩動物の排泄物に触れた手指等を介して排泄物中の病原体が経口的に侵入して感染する可能性がある。これは手を無意識に口に持っていくことが原因となることが多く、特に子どもで感染に注意する必要がある。

感染の予防には、動物やその排泄物との接触の後の手洗いを励行することや、排泄物の処理時には手袋を着用すること、また、動物の飼育環境を清掃し、清潔に保つこと等が効果的である。

④ 吸入感染

愛玩動物の乾燥した糞や尿、脱落した皮膚や毛が飛散し、粉塵と共にこれらを吸入して感染する可能性がある。

感染の予防には、動物の飼育環境の衛生管理を徹底し、清掃時にマスク等の防護具を着用することが有効である。

⑤ ベクターを介した感染

愛玩動物に寄生しているダニ、蚊、ノミ、ハエなどがベクターとなって病原体を媒介する可能性がある。

感染の予防にはベクターの駆除や、昆虫忌避剤の使用等が有効である。

3.2.2 感染経路対策

一般に、健康な愛玩動物と通常程度の接触を行うことで感染症が伝播する可能性はきわめ

て低い。しかし、必要以上に密接な接触を行うことは感染の危険性を増大させることとなるため、避けるべきである。

過剰な密接接触の例

- ・口移しで餌を与える
- ・口の周囲を舐めさせる
- ・同じ食器を用いる
- ・同じ寝具を使用する
- ・一緒に風呂へ入れる

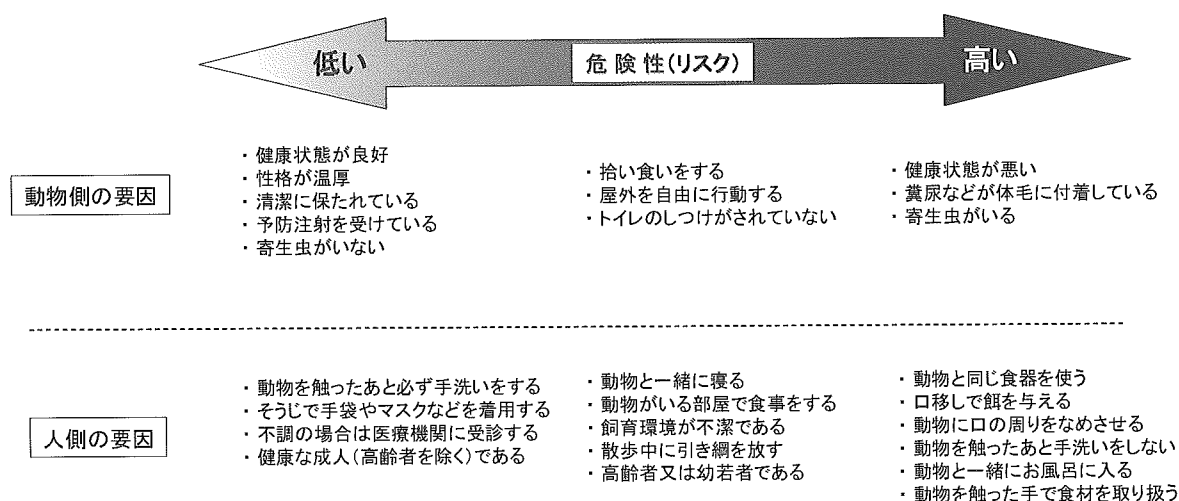
接触による病原体の伝播、外傷からの病原体の侵入および糞口感染に対しては、石けんと流水による手指等の洗浄が最も効果的な予防法の一つである。特に児童・小児は頻繁に手も口にもってゆくことが多いため、糞口感染の機会が多い。このような糞口感染を防ぐためにも、子どもに対しては動物に触れたあとには必ず石鹸と水道水で手指等をよく洗浄する習慣をつけさせる。

動物に外傷がある場合、下痢をしている場合、よだれを垂らしている場合、目がただれている場合などは、動物が感染症に感染している可能性があるため、素手による世話を避けて手袋等を着用することが望ましい。また、このような場合、動物を獣医師に受診させると共に、素手で触れてしまった場合には石けんと流水でよく洗浄することを徹底する。

吸入による感染対策として、飼育環境の清掃等に当たって必要以上に粉塵を立てることは控え、状況に応じてマスク等を着用することも有効である。

ベクターによる病原体の伝播対策として、動物体表の観察と外部寄生虫の除去、飼育環境の整備、昆虫忌避剤の使用、感染予防薬の投与などを行う。

動物由来感染症のリスク要因



3.3 愛玩動物の衛生的な飼育習慣と飼育環境の衛生管理

愛玩動物から感染する機会が多いとされる感染症の多くに対しては、飼い主や接触者の個人的な衛生習慣の改善によって大きな感染予防効果が得られる。また、愛玩動物を衛生的な環境下で飼育することも感染症の発生を予防する上で重要である。

望ましい衛生習慣

- ・愛玩動物と接触したあとの手洗いを励行する
- ・過度の密接な接触は避けるべきである。特に、口移しの給餌、食器の共用、寝具を共にする、入浴を共にする、などは行ってはならない
- ・動物の床敷きの交換、ケージや水槽の清掃にあたっては、汚れの程度や作業内容に応じてマスク、手袋、帽子、作業着、ゴム長靴等を有効に利用する
- ・乳幼児が愛玩動物と接触する場合には保護者が同席し、衛生対策を講ずる

望ましい衛生管理

- ・飼育場所を清潔に保つ。室内飼育動物の場合には特に注意する
- ・室内で排便排尿をさせない
- ・動物の糞や尿は早期かつ定期的に除去・清掃する
- ・外部からの動物の侵入を防ぎ、感染症の侵入や拡散を防止する
- ・常に一般的な健康状態に注意する

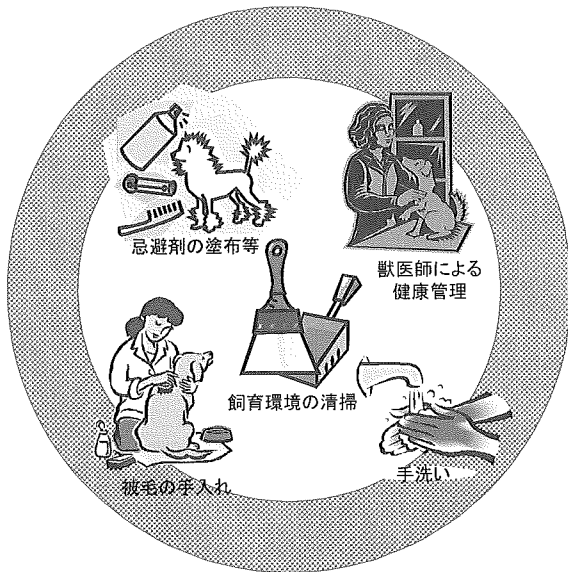
その他の注意

- ・衛生的な餌および水を過不足なく与える
- ・咬み癖や引っかき癖がつかないように、温和な性格に育てる
- ・飼い主の免疫力が低下していると感染のリスクが高くなることが考えられることから、医師の指示に従い、飼育・清掃等の作業を避けるなどの注意が必要

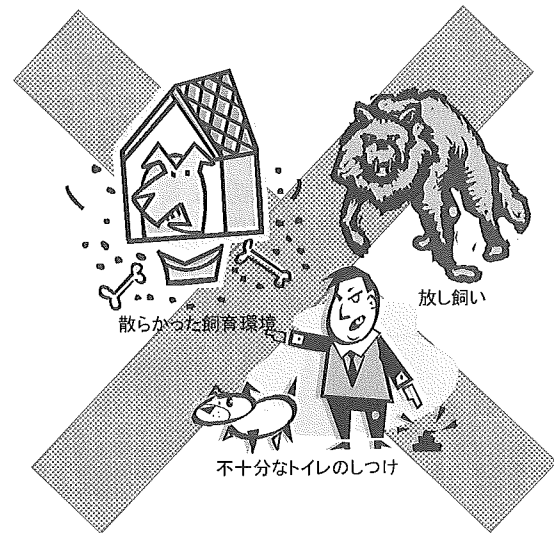
《免疫状態が低下している可能性のある例》

- ・高齢者または乳幼児
- ・移植手術に伴う化学療法などを受けている方
- ・悪性腫瘍等の方
- ・免疫能の低下を招く感染症に罹患されている方
- ・糖尿病患者
- など

良い習慣の例



良くない習慣の例



3.4 学校飼育動物対策

これまで国内では、学校飼育動物が明らかに児童生徒の感染の原因となったことを示す報告はない。しかし、学校飼育動物の衛生管理は、動物の取り扱いや動物由来感染症に関する十分な知識のない児童によって行われることや、指導、監督の立場にある教職員にも動物や獣医学の専門家がないことから、特に徹底して行う必要がある。地域の獣医師と連携を保ち、飼育動物の健康保持に努めることは、最も好ましい解決の方法となる。

日常の飼育に当たっては、指導、監督の立場にある教職員は児童に対して飼育動物の習性等を周知させ、飼育場所の清潔を保ち、過不足のない給餌・給水を行うなど、家庭における愛玩動物の健康管理や感染予防対策と同様の措置を講ずる。日常の接触等においては、手洗いが最も効果的な感染予防措置であることを教え、石鹸と流水の利用が可能な手洗い設備を用意する。また、マスク、手袋、長靴などの感染予防具を準備し、児童には使用の目的と方法を習熟させ、清掃等の際には必要に応じてこれらを装着するなど、実際に使用することで感染を防止する。さらに、飼育場所への外部からの動物侵入を防ぎ、感染症の侵入を防止する。

さらに、感染症に罹患していたりその他の健康状態の低下している児童には、保護者や学校医等の助言により、動物の取り扱いや接近を制限する必要がある場合がある。